

# 洞爺湖町中期財政計画



平成29年4月  
洞爺湖町

# 目 次

はじめに	1
1 これまでの洞爺湖町の財政状況	2
(1) 歳入の状況	2
(2) 歳出の状況	3~4
(3) 収支の状況	5
(4) 基金残高の状況	6
(5) 地方債残高の状況	7
(6) 財政指標の状況	8~9
2 計画の目的と位置付け	10
3 計画の期間と会計単位	10
4 計画の検証	10
5 安定的な財政運営に向けた要因分析	11
6 計画目標と財政収支見通しの積算条件	12
(1) 計画目標	12
(2) 財政収支見通しの積算条件	12~15
7 財政収支見通し	16

はじめに

洞爺湖町は、地方分権時代の到来と厳しい財政状況を抱える中、住民と行政のパートナーシップを確立し、総合的な行財政改革を進めるため、平成18年3月27日に旧虻田町と旧洞爺村の1町1村の合併により誕生しました。

しかし、旧町村とも合併以前から財政状況が厳しく、収入不足を基金の取り崩しにより補填せざるを得ない予算編成が、合併後も引き継がれるという財政構造的な問題を抱え、さらに有珠山噴火災害の復旧・復興事業などによる多額の地方債の発行を主な要因とした公債費の増加が財政を圧迫し、平成20年度決算の実質公債費比率が早期健全化基準の25.0%を上回る29.8%となり、早期健全化団体となりました。

早期健全化団体からの脱却に向け、平成21年12月に「洞爺湖町財政健全化計画」を策定（平成21年度～平成27年度）、平成24年3月に改訂版である「洞爺湖町中期財政計画」（平成24年度～平成28年度）を策定し、財政の健全化に努めてきました。

これらの取り組みにより、平成23年度の決算において早期健全化団体からの脱却が図られたものの、地方交付税などの依存財源が歳入の50%以上を占めており、国の財政改革や制度改正の影響を受けやすいという状況に変わりはありません。

歳入の大勢を占める地方交付税は、普通交付税の合併特例措置の終了に伴い平成28年度から平成33年度までの5年間で段階的に縮減となることから、歳入の減少による予算規模の縮小は避けられないものとなっており、限られた財源を有効的、効率的に活用した財政運営が必要となっています。

また、急速な高齢化の進展に伴う扶助費の増加、老朽化した公共施設の維持管理に係る物件費、維持補修費の増加が、今後の財政運営上の大きな課題ともなっています。

引き続き、全庁的な財政健全化に向けた取組みを継続しながら、今後の厳しい財政見通しを的確に把握した上で一層の財政健全化の取組みを推進するため、新たな中期財政計画（平成29年度～平成33年度）を策定いたしました。

本計画では、町村合併後の財政状況の推移を検証しながら、今後の財政見通しを示すことにより、予算編成の指針として活用するとともに、持続可能な財政基盤を確立し、将来にわたって、町民の皆様が安心して暮らせるまちであり続けられるよう、健全な財政運営に努めてまいります。

# 1 これまでの洞爺湖町の財政状況

## (1) 歳入の状況

歳入には様々な種類がありますが、大きく分けて「自主財源」と「依存財源」に分かれます。自主財源とは町税、使用料など町が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は道の意思決定により収入されるものとなります。

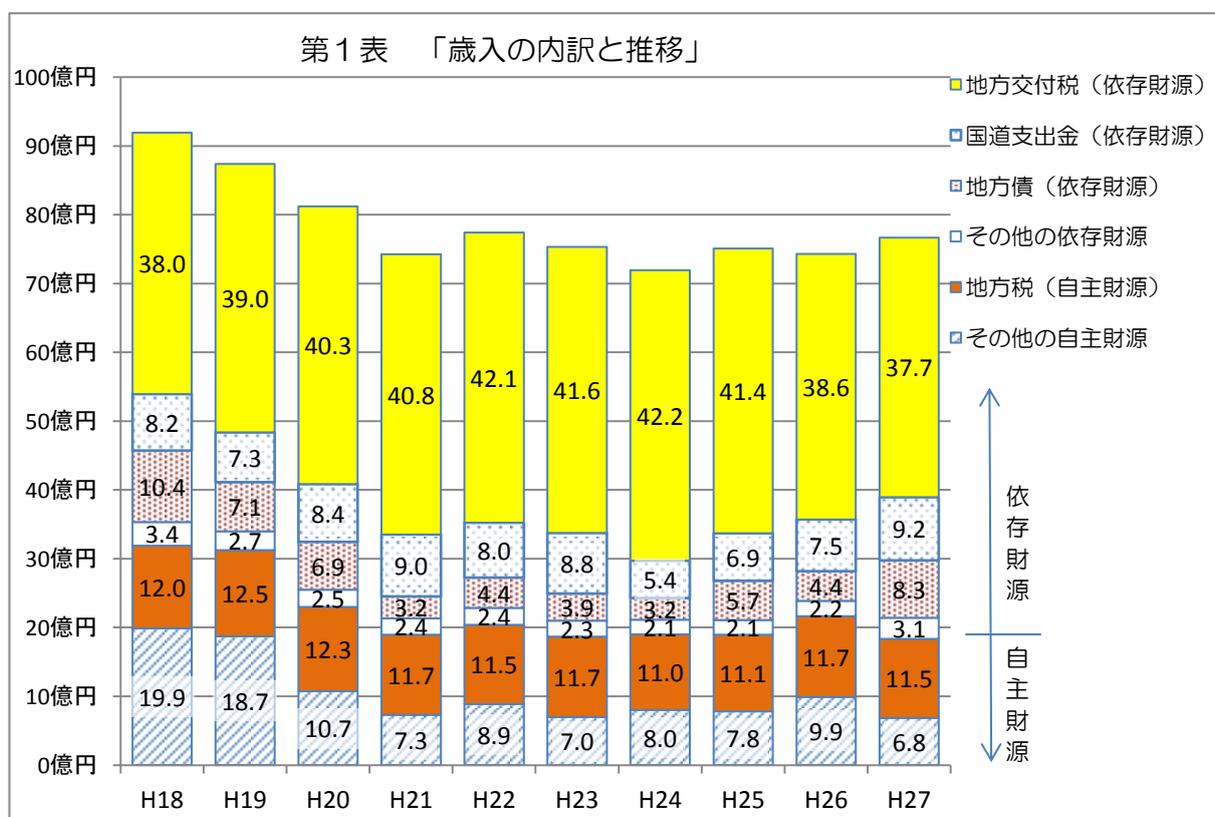
自主財源は、平成18年度、平成19年度に財源不足を補うため基金からの繰入を多額に行ったことから、一時、その他の自主財源が上昇しましたが、その後は18億円から21億円台で推移しています。

しかし、近年は、地方交付税の減少や大型事業による予算規模の拡大などが影響し、自主財源のうち基金からの繰入金割合が増加しています。

自主財源の割合が高いことは、自由に使えるお金が多いということなので、本来は良いことですが、基金からの繰入金は、預貯金を崩すことになるので、多額の基金からの繰入金は好ましい状況とは言えません。

一方、依存財源は、大型の建設事業などにより左右されることから、年度間で大きな差があり、平成21年度は、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、平成27年度は学校耐震化事業などで国道支出金の割合が増加しました。

なお、「歳入の内訳と推移」は第1表のとおりです。



自主・依存財源の割合	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
自主財源	34.7%	35.7%	28.3%	25.5%	26.4%	24.8%	26.4%	25.2%	29.1%	24.0%
依存財源	65.3%	64.3%	71.7%	74.5%	73.6%	75.2%	73.6%	74.8%	70.9%	76.0%

## (2) 歳出の状況

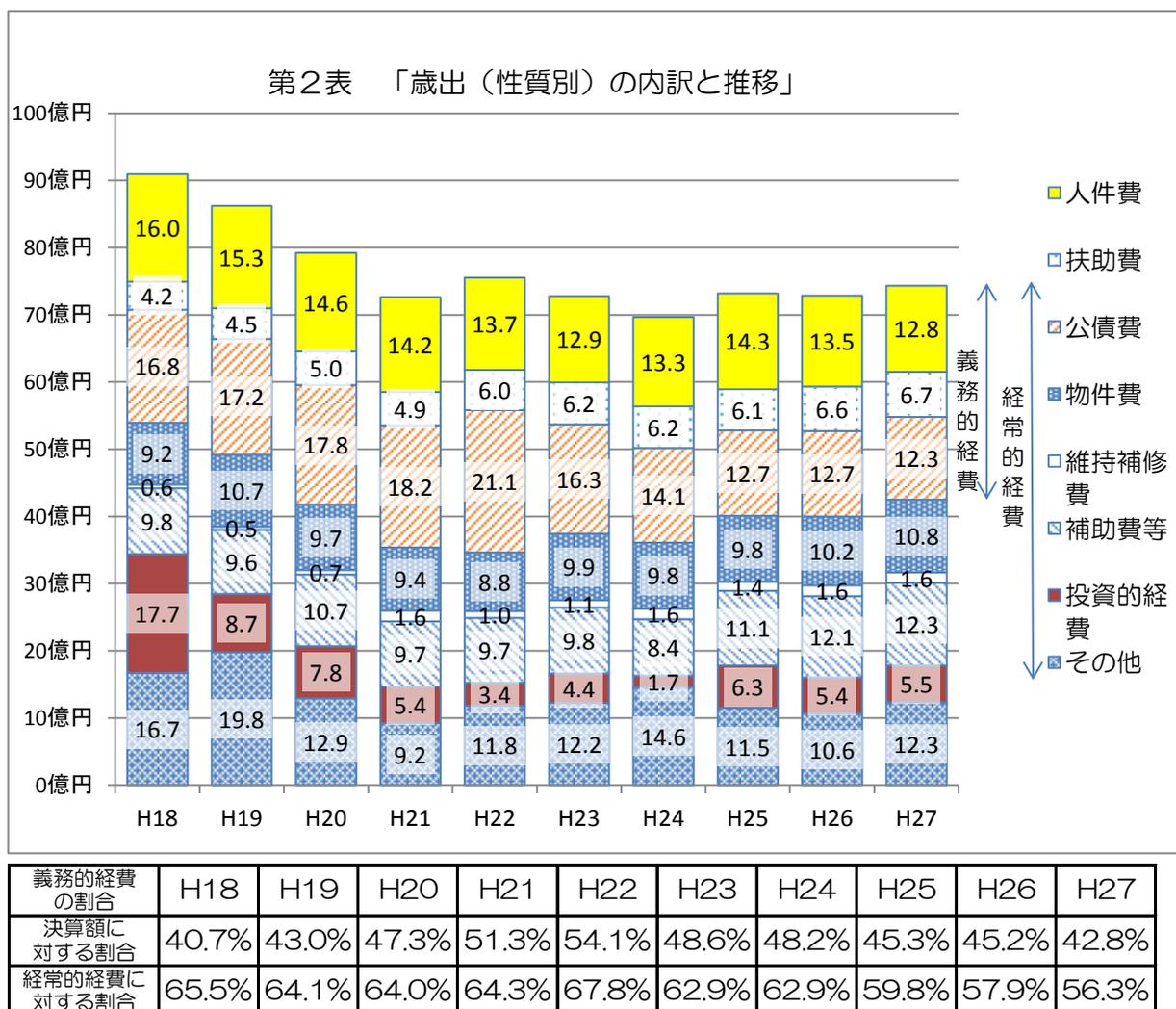
歳出も歳入同様に様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。

義務的経費は法令等の規定や、その性質上、必ず支出しなくてはならない経費で、簡単には削減できない経費です。義務的経費の割合が高くなると、他の経費に充てる財源（歳入）の余裕が少なくなることになります。

平成27年度決算額における義務的経費の割合は、42.8%となっており、平成22年度の54.1%をピークに、その割合は年々減少傾向にあります。高齡化の進展などにより扶助費が増加傾向にあり、経常的経費に占める義務的経費の割合は、高い割合で推移しており、慢性的な財政の硬直化状態であるといえます。

平成18年度と平成27年度の決算額を比較しますと、定員管理計画などに基づく人件費、普通建設事業などの抑制による投資的経費の減少、また公債費負担適正化計画による公債費の減少が見られる一方、扶助費や補助費は、新たな政策の展開などにより増加しており、社会保障費の増加や独立採算を原則とする特別会計や企業会計への基準外繰出金（赤字補填）の増加も大きな要因のひとつと考えられます。

なお、「歳出（性質別）の内訳と推移」は第2表のとおりです。

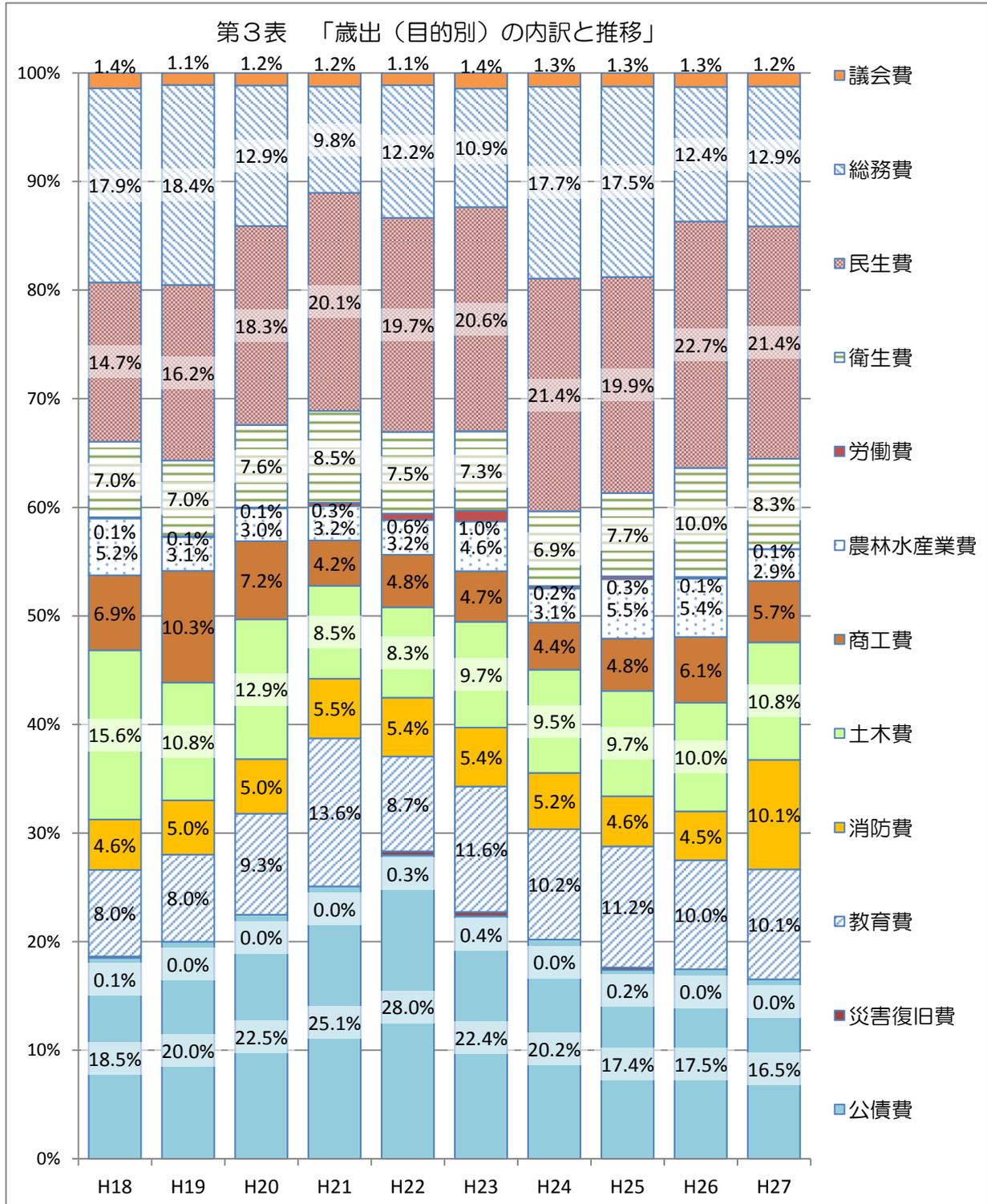


次に歳出を目的別に捉えますと、性質別と同様に扶助費がその割合を大きく占める民生費が伸び続けていますが、障害福祉サービスや臨時福祉給付金等の各種社会福祉施策の影響が大きいものと推測されます。

公債費は、性質別の推移と同様に平成22年度をピークに減少傾向となっています。

平成27年度に消防費が大幅に増加しているのは、防災行政無線デジタル化整備事業、洞爺消防庁舎建替事業によるもので、平成24年度から25年度に総務費が大幅に増加しているのは、公共施設等整備基金などへの基金積立事業によるものです。

なお、「歳出（目的別）の内訳と推移」は第3表のとおりです。



### (3) 収支の状況

歳入と歳出の差がある場合、これまで蓄えてきた各種基金や地方債などを活用し、財源の確保を行い、収支調整を図ってきました。

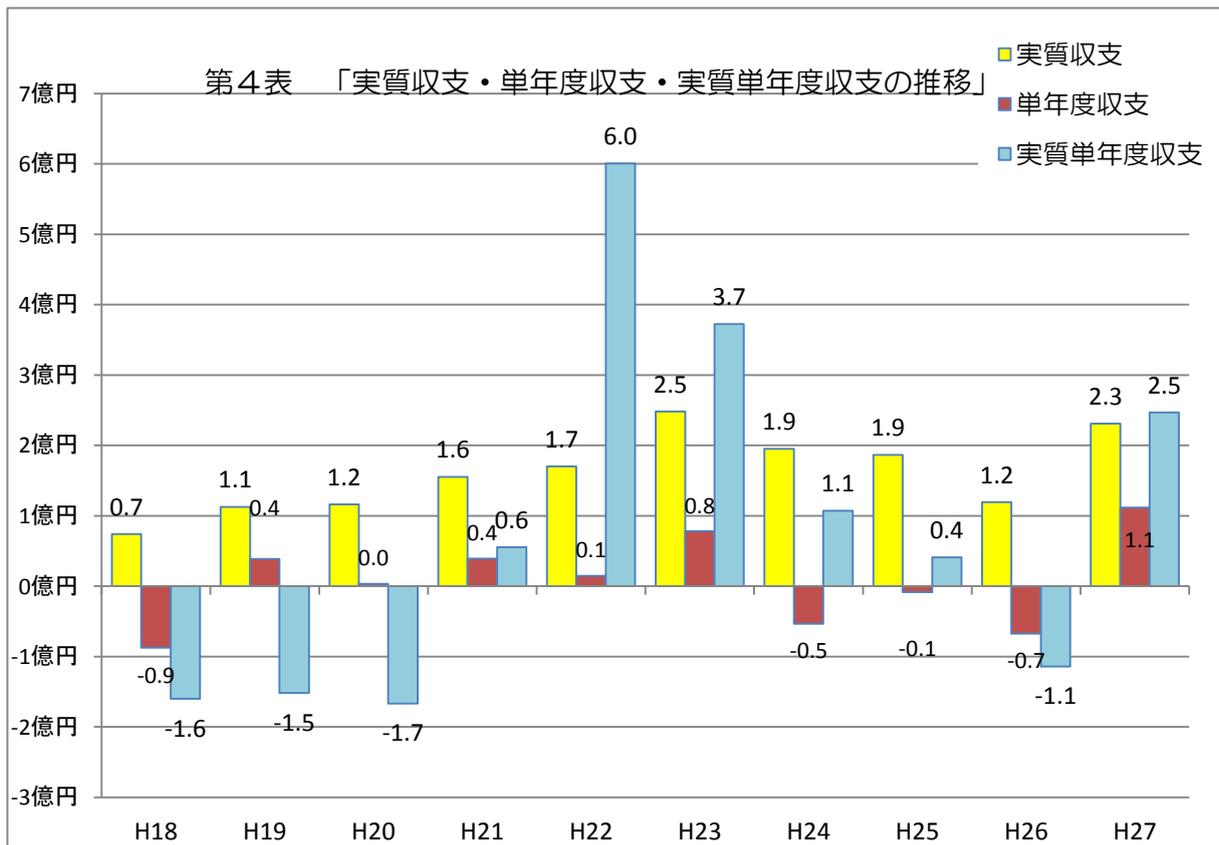
これは、実質収支・単年度収支・実質単年度収支という指標で表すことができます。

実質収支は、その年度の歳入の決算額から歳出の決算額と翌年度に繰り越した金額を差し引いたものです。この実質収支には、前年度からの繰越金の金額が含まれていることから、その額を控除し、単年度での実質収支を表したものが、単年度収支となります。

さらに単年度収支には、財政調整基金への積立てや取崩し、地方債の繰上償還などの影響が含まれていることから、これらの影響を除いた実質的な単年度の収支を表したものが実質単年度収支となります。

実質単年度収支は、平成22年度、23年度に行った地方債の繰上償還により大幅なプラスとなりました。平成26年度は、財政調整基金の取り崩しによりマイナスとなっています。

なお、「実質収支・単年度収支・実質単年度収支の推移」は第4表のとおりです。



#### 【参考】

実質収支 = 歳入決算額 - 歳出決算額 - 翌年度へ繰り越すべき財源

単年度収支 = 当年度の実質収支 - 前年度の実質収支

実質単年度収支 = 単年度収支 + 財政調整基金積立額 + 地方債繰上償還額 - 財政調整基金取り崩し

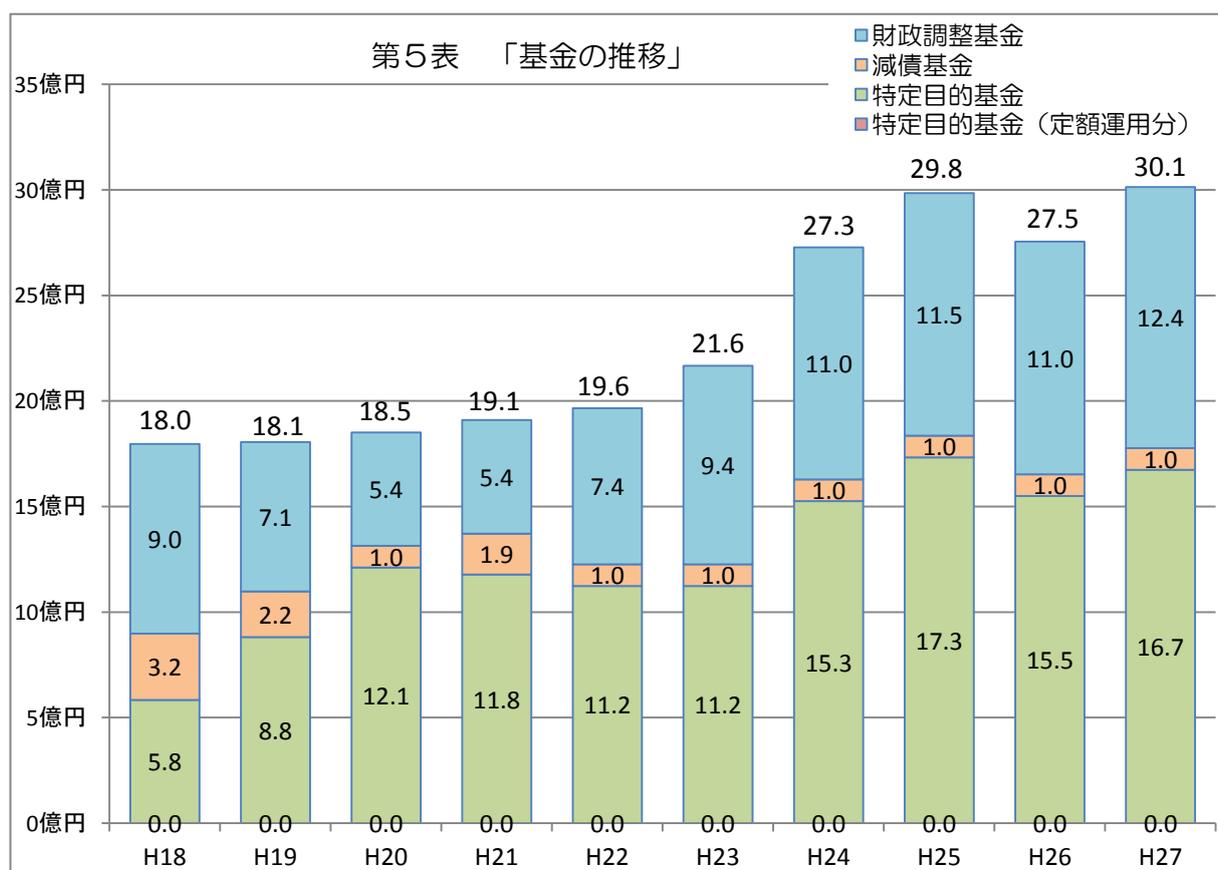
#### (4) 基金残高の状況

基金は家計でいう「預貯金」にあたります。

当町では、町税や地方交付税の伸びが好調な時期に決算時の歳入、歳出の差額などを計画的に積み立ててきた一方、大型建設事業など、一度に多額の経費が必要な場合や、政策的事業の実施の際には、基金を取崩し計画的に活用してきました。

しかし、現在では社会保障費の増加や町税、地方交付税の減収による財源不足が見込まれており、近い将来、取り崩しにより基金が大きく減少し、収支調整などの活用ができなくなってしまうことが懸念されます。

なお、「基金の推移」は第5表のとおりです。



#### 【参考】

##### 財政調整基金

予算の財源調整という役割を担っており、景気の変動など一時的に財源が不足した場合などの収支調整として使われています。

##### 減債基金

将来にわたる町財政の健全な運営を行うため、町債の償還に必要な財源を確保する目的で設置している基金です。償還期限を繰り上げて町債の償還を行う場合や、年度によって町債の償還が多額になる場合に、その財源として使われています。

##### 特定目的基金

地域の整備など個々の目的を達成するための財源としてのみ使用可能な基金であり、当町には平成27年度末現在で7つの特定目的金があります。

(5) 地方債残高の状況

地方債は家計でいう「借金」にあたるものです。

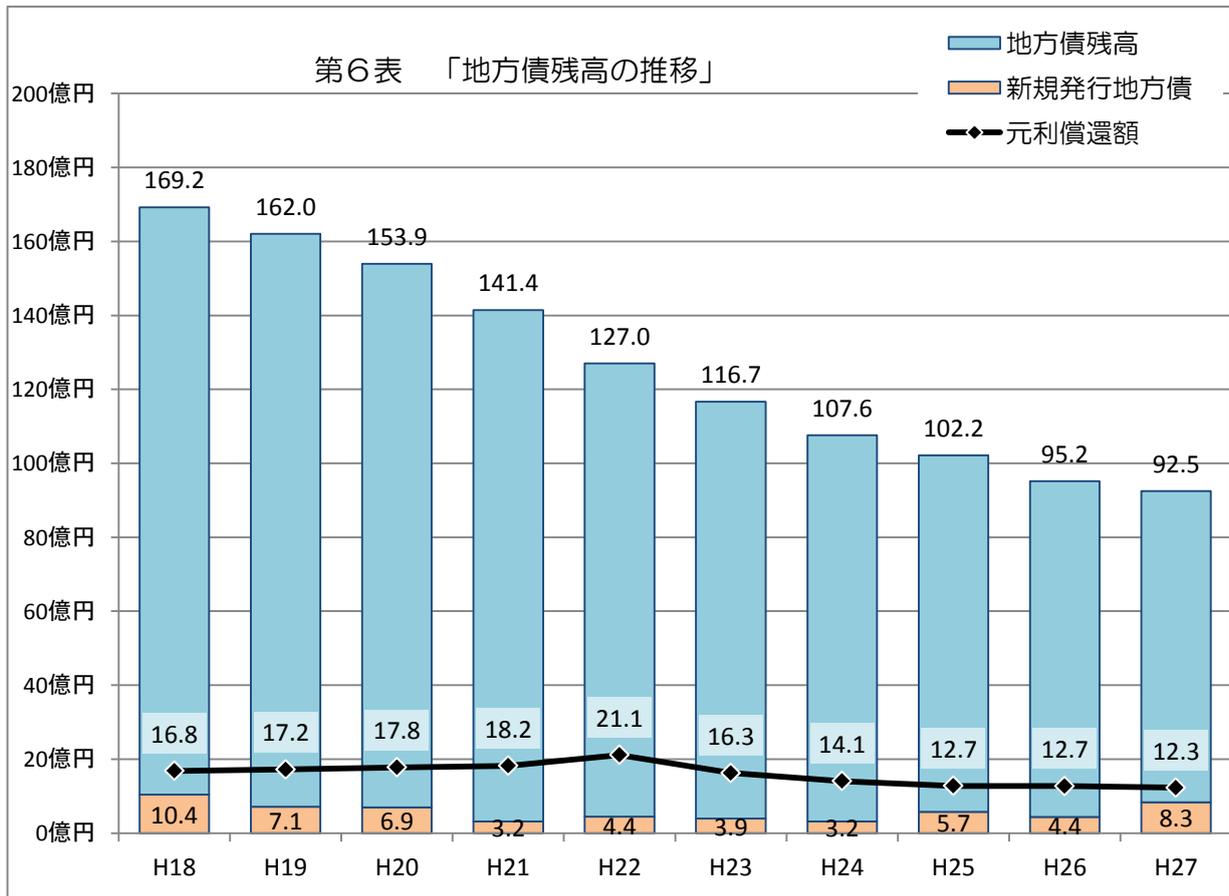
地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や公共・公用施設の建設事業費の財源を調達する場合等においてのみ発行できるとされており、赤字の穴埋め目的での借金はできませんが、特例措置として、国の減税政策等による減税補てん債や臨時財政対策債などの赤字借金として認められているものもあります。

当町では、公共施設の建設などの一度に多額の経費が必要な時には、その財源を国や道の補助・交付金と地方債により確保しています。

平成27年度末における町民一人あたりの地方債残高は、約100万円となっています。

平成18年度以降、地方債残高は減少傾向にあります。今後、大規模な投資的事業を行う際には新規の地方債を発行することになることから、地方債残高は増加するので事業を実施する場合は地方債の発行を慎重に検討・選択していかなければ、将来世代への重い負担を残してしまいます。

なお、「地方債残高の推移」は第6表のとおりです。



地方債と当町のプライマリーバランス（平成27年度の決算数値を利用）

●地方債現在高9,247百万円－積立金残高3,014百万円＝6,233百万円・・・①

●元金プライマリーバランス

（歳入合計7,668百万円－地方債発行額833百万円）－

（歳出合計7,433百万円－公債費（元金）1,106百万円）＝508百万円・・・②

●償還可能年数（①6,233百万円÷②508百万円≒12年3月

⇒今の借金を全額返済するには約12年3月かかる（町村の平均値：9年7月）

(6) 財政指標の状況

① 経常収支比率

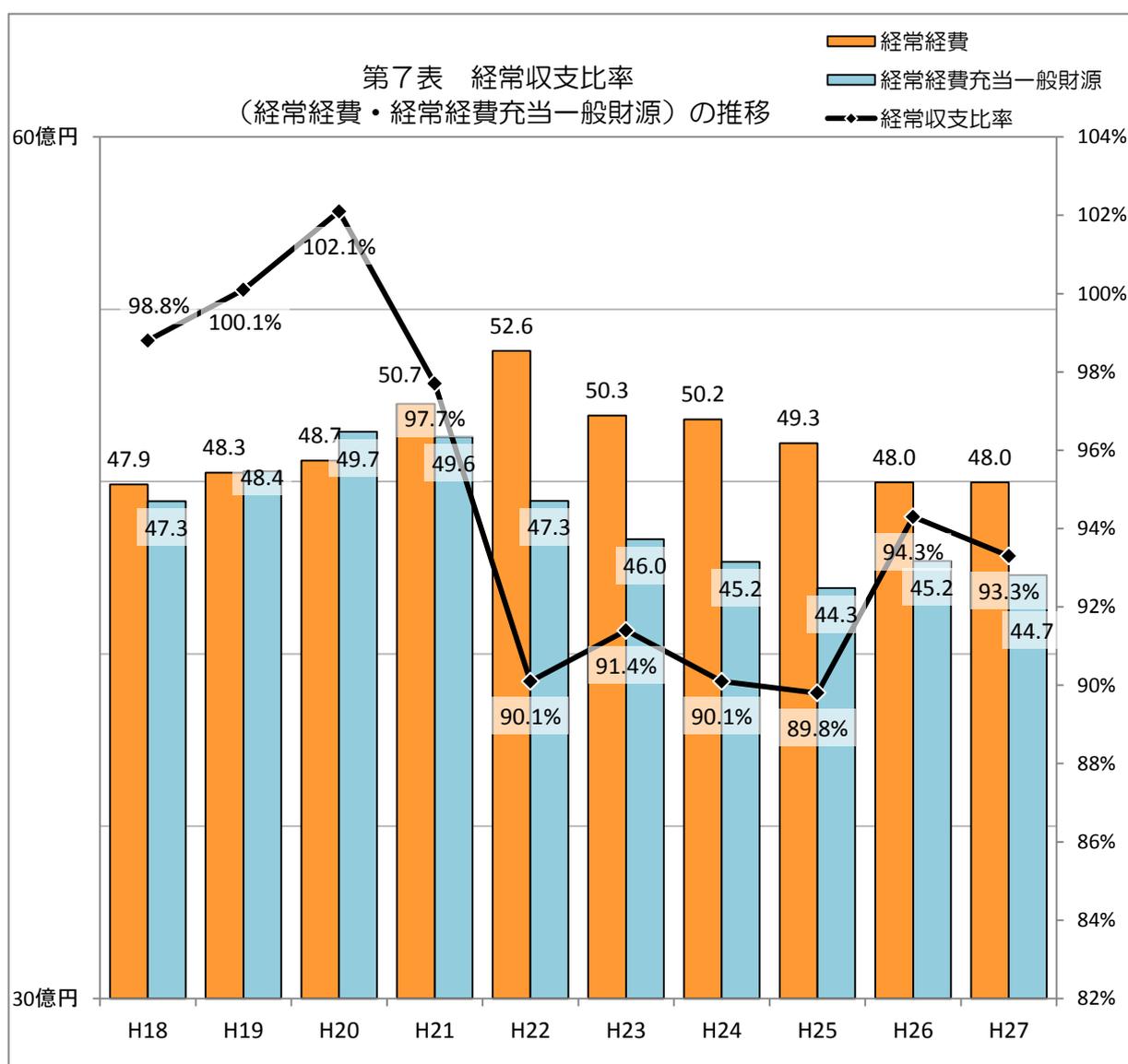
経常収支比率とは、経常的な一般財源収入が経常的な経費に充てられた割合を示した指標であり、財政構造の弾力性を示す指標です。

家計に例えると、光熱水費や家賃など毎月確実に支出される経費に対する、給料のような毎月決まって得られる収入の割合を示したものです。

この割合が大きくなるほど、新たな行政サービスを行うための財源が乏しく、財政の弾力が失われ、硬直した財政構造になっていると考えられます。一般的に70%～80%が望ましいとされていますが、現状ではほとんどの地方自治体がこの範囲を超えています。

当町では平成18年から平成20年まで上昇傾向で推移しましたが、平成21年度から、歳入では地方交付税等の増加、歳出では経常経費の見直しにより減少傾向にあります。財政が硬直化している状況にあります。

なお、「経常収支比率（経常経費・経常経費充当一般財源）の推移」は第7表のとおりです。



## ② 健全化判断比率

平成19年に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布され、平成19年度決算以降から全ての地方自治体が健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表することが義務付けられました。

さらに、平成21年度にはこの法律が全面施行され、平成20年度決算から早期健全化基準以上となった場合には財政健全化計画等の策定が義務付けられることとなりました。

「健全化判断比率の推移」は第8表のとおりです。

### ■健全化判断比率

#### (ア) 実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### (イ) 連結実質赤字比率

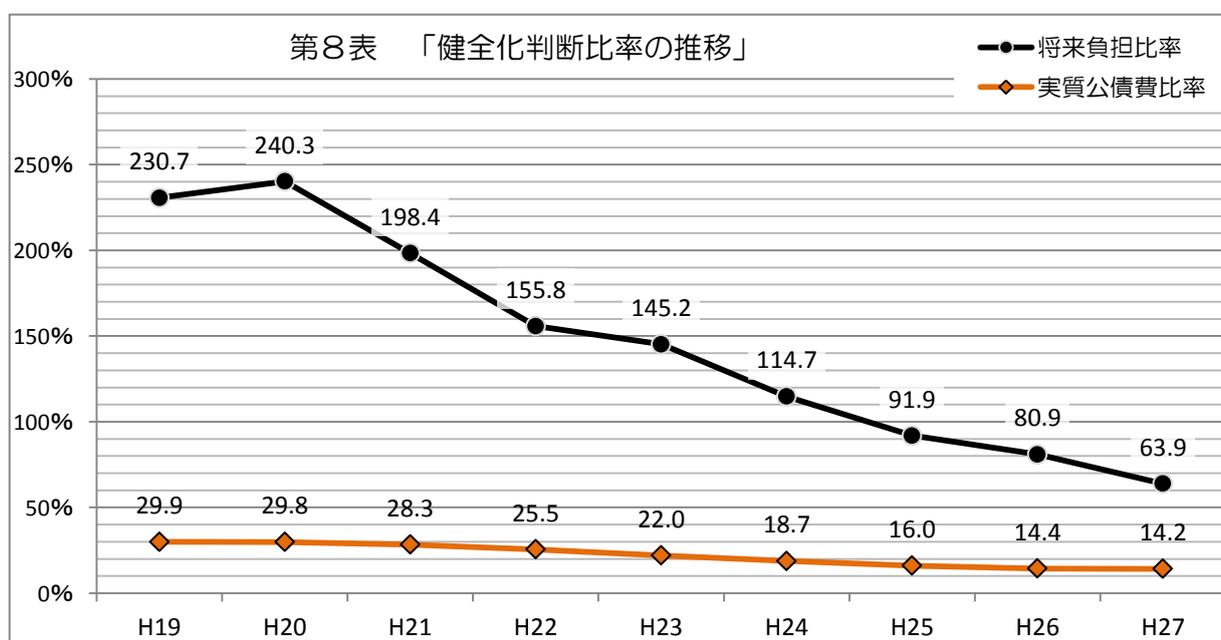
全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体の財政運営の悪化の度合いを示す指標です。

#### (ウ) 実質公債費比率

地方債の返済額やこれに準じる額（特別会計の公債費充当された繰出金、債務負担行為額など）を指標化し、資金繰りの程度を示す指標です。

#### (エ) 将来負担比率

地方公共団体の地方債や将来支払っていく負担等について現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。



※実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が発生していないことから、比率の算定がありません。

## 2 計画の目的と位置付け

町では、生産年齢世代を中心とした人口減少に伴う町税や地方交付税の減収が確実なことから、将来にわたって持続可能な財政運営を行っていくため、まちづくり総合計画（実施計画等）との整合を図った上で中期的な財政収支見通しに基づく財政計画を策定しました。

洞爺湖町中期財政計画は、まちづくり総合計画に基づく実施計画の財源計画という趣だけではなく、当町が収入に見合った真に必要な行政サービスを維持し的確に実施していくための指針として、今後の財政運営の上位計画として位置付けるものです。

## 3 計画の期間と会計単位

- (1) 計画期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。
- (2) 会計単位は、普通会計とします。

## 4 計画の検証

年度ごとに計画の目標と財政収支見通し（予算額・決算額等）を比較し、分析と評価を行います。

## 5 安定的な財政運営に向けた要因分析

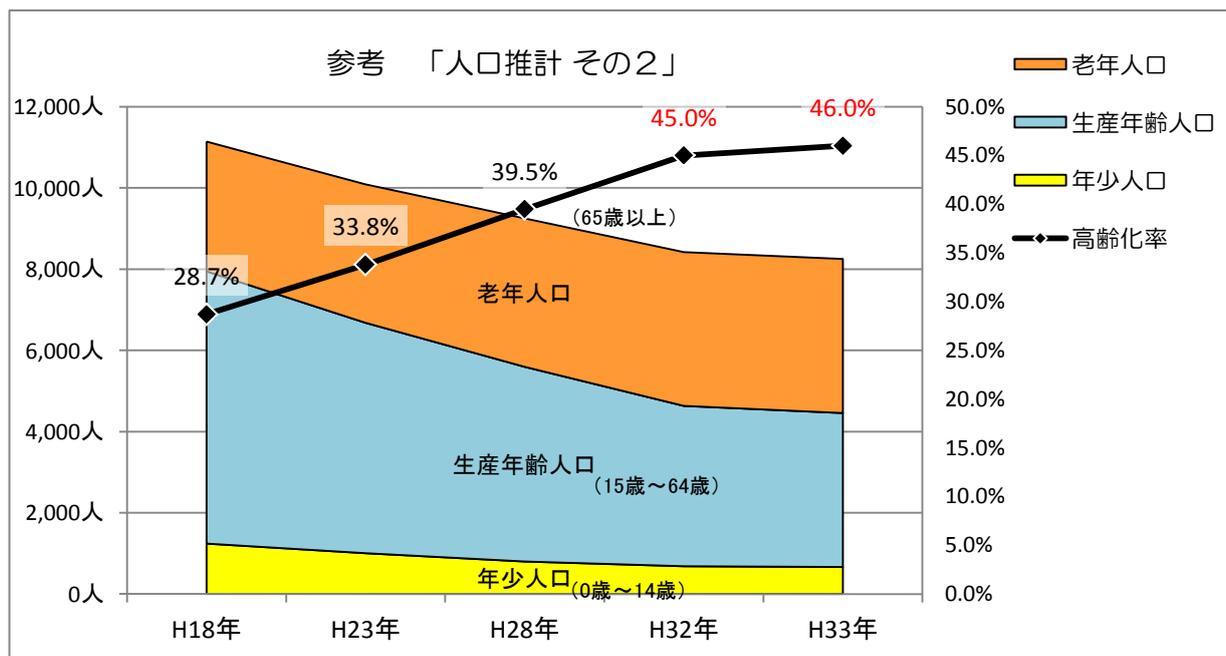
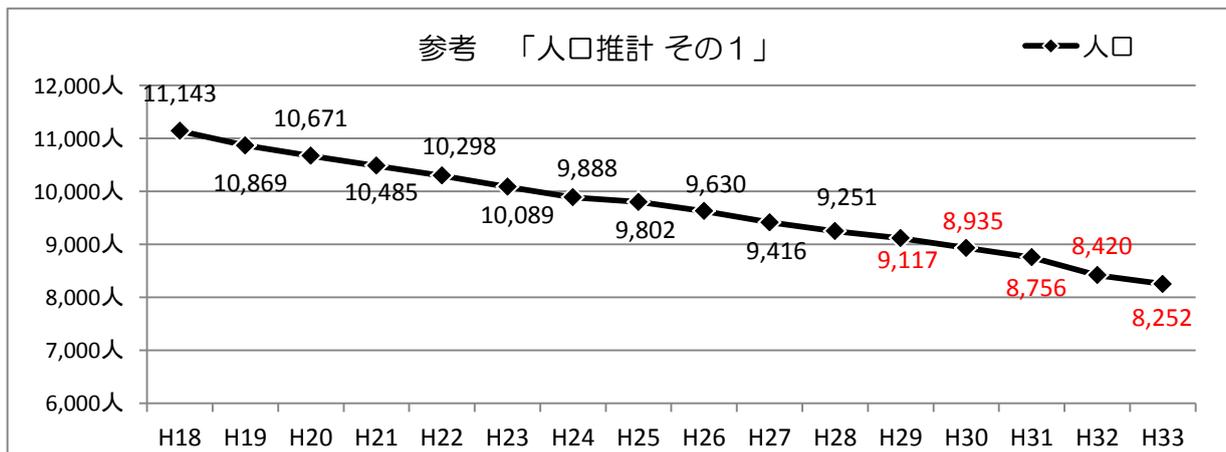
急激な生産年齢人口の減少に伴い、町税収入や地方交付税が減少し、当町の財政運営は今後、大変厳しい状況が続いていくものと予測されます。

また、今後は、公共施設の老朽化に伴い、維持補修費が増加していくものの、その利用者数は年々減少していくものと見込まれます。

厳しい財政状況の中で住民サービスを維持して行くためには、各種経費の削減が必要となりますが、事務事業が年々広がっていく中で、それらに係る経費を抑えることは難しいことから、真に必要な施策の選択と重点化による効果的な財源の活用、民間活力の導入、行政改革による施策の改善や見直し、廃止を適切に行い、歳出抑制を図るとともに、受益者からの適正な負担を求めることも重要です。

また、新規の地方債発行を慎重に行わなければ、地方債残高や公債費が増加し、将来世代へ大きな負の遺産を残してしまうことになります。

このことから、安定した財政運営を行っていくために必要なことは、「的確に住民ニーズを捉えた行政サービスの展開と収支の均衡」、「適切な事業選択による将来世代への負担の軽減」が重要といえます。



※人口数は、住民基本台帳年報の数値を使用しています。また、平成32年の数値は、国立社会保障人口問題研究所が算出した推計値を使用しています。

## 6 計画目標と財政収支見通し

### (1) 計画目標

#### ① 予算規模の縮小

人口減少に伴う町税収入の減及び平成28年度から始まった地方交付税の市町村合併への特例措置（合併算定替）の段階的縮減などにより、歳入の減少が確実に見込まれることから、これに対応するため歳出を抑制し、予算規模の縮小に努めるものとします。

- ・ **経常収支比率**は、近年90%台と高い比率で推移していることから、財政構造を更に分析しながら比率の低減に努めます。
- ・ **実質公債費比率**は、これまで順調に低減化が図られてきましたが、今後は税収が減少し、普通交付税も合併特例措置の段階的な縮減などにより大幅な減額が見込まれることから、平成28年度以降は下げ止まりとなることが予測されます。

第2期まちづくり総合計画に掲げる実施計画等を着実に遂行しながら、地方債届出制の協議不要基準である18%未満を維持し、具体的には平成25年度の実績値である16.0%を上回らない財政運営に努めます。

- ・ **将来負担比率**は、50%台を目標値として将来的な見通しに立った財政運営に努めます。

#### ② 基金残高の維持

毎年度の収支が均衡又は収入が支出を上回らない限り、年度間の財源調整に必要な基金（財政調整基金）を保有する必要があります。また、基金を保有することは、緊急の行政課題への対応を可能とし、財政の弾力性を担保するものであることから、財政計画の目標として設定します。

財政調整基金の適正規模は標準財政規模の10%程度が望ましいとされていることから、平成28年度の標準財政規模（45億円）の約10%である4億5千万円を超える積立金を保有することを目標とします。

（参考：平成28年度末財政調整基金残高見込額13億3,800万円）

#### ③ 地方債残高の減少

地方債については、各年度の起債額が償還額を上回らないよう新規の起債発行の抑制を行ってきました。今後においても引き続き取り組みにより、地方債残高の減少に努めます。

### (2) 財政収支見通し

平成28年度は決算見込額、平成29年度は予算額、平成30年度から平成33年度までは平成28年度の決算見込額を基礎として推計した数値を、歳入については科目、歳出については性質別に計上しています。

平成30年度以降の財政収支見通しは、計画目標を前提とし、第2期まちづくり総合計画での実施事業を加味しながら、現段階において見込むことができる財源を積算し計上しています。

平成30年度から平成33年度までの歳入歳出額の個別の額は、以下の条件により積算しています。

#### ①歳入

##### ■町税

- ・個人町民税：平成28年度決算見込額を基本として積算。
- ・法人町民税：平成28年度決算見込額を基本として積算。
- ・固定資産税：平成28年度決算見込額を基本として、平成30年度及び平成33年度の評価替を見込み積算。
- ・軽自動車税：平成28年度決算見込額を基本として積算。
- ・その他の税目：平成28年度決算見込額を基本として積算。

##### ■地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

平成28年度決算見込額を基本に平成29年度の地方財政計画伸び率を勘案し、29年度以降の見込額を積算。

なお、地方譲与税は自動車重量譲与税が大きく影響しており、伸び率は人口増減と関連することから、将来人口推計を勘案し積算。自動車取得税交付金は税制改正に基づき積算。

また、地方消費税交付金は平成30年10月からの消費税増税を勘案し積算。

##### ■地方交付税

###### ・普通交付税

現行制度が継続するものとして積算。

基準財政需要額は平成28年度基準財政需要額の事業費補正及び公債費算入を除いた額に平成29年度の地方財政計画伸率（▲4.4%）を乗じ、平成29年度の事業費補正及び公債費算入を加えて算出し、基準財政収入額は平成28年度と同額として算出。

併せて、平成28年度からの合併算定替の段階的縮減措置に伴う各年度ごとの影響額を勘案し積算。

###### ・特別交付税

当該年度の災害や特別な財政事情により変動することから、近年の決定額を勘案して積算。

##### ■分担金及び負担金

平成28年度決算見込額を基本とし、各年度ごとの歳出総額を勘案して積算。

##### ■使用料及び手数料

平成28年度決算見込額を基本とし、各年度ごとの歳出総額を勘案して積算。

併せて平成30年10月からの消費税増税を勘案し積算。

■国・道支出金

平成28年度決算見込額を基本とし、各年度ごとの補助対象事業に係る歳出額を勘案して積算。

■財産収入

平成28年度決算見込額と同額として積算。

■寄附金

平成28年度決算見込額を基本とし、各年度ごとの歳出総額を勘案して積算。

■諸収入

平成28年度決算見込額を基本とし、各年度ごとの歳出総額を勘案して積算。

■繰入金

平成29年度予算額を基本とし、各年度ごとの歳出総額を勘案して積算。

■地方債

- ・第2期まちづくり総合計画の実施計画等を勘案して積算。
- ・各年度の起債額が償還額を上回らないよう新規の起債発行の抑制を勘案して積算。
- ・臨時財政対策債は、平成28年度決算見込額を基本とし、普通交付税の減少率を勘案し積算。

②歳出

■人件費

平成28年度決算見込額を基本額とし、定員管理計画による退職者及び新規採用人数の積み上げにより積算。その他の人件費は平成27年度決算額を基本として積算。

■物件費

平成28年度決算見込額（洞爺高校解体経費は除外）を基本額として積算。今後は、消費税増税により増加する要因はありますが、維持管理経費の節減に努力し、各年度横ばい傾向で推移すると見込み積算。

■維持補修費

平成18年度から平成27年度の決算額及び平成28年度決算見込額を勘案し、併せて、公共施設等総合管理計画における施設の統廃合を考慮し積算。

■扶助費

平成29年度予算額を基本とし、国・道における事業（補助事業）については、過去の伸び率及び将来人口推計を勘案し積算。

■補助費等

平成28年度決算見込額を基本に、国・道における補助事業については、平成28年度決算見込額と同額、単独事業については、今後見込まれる財政需要を考慮し積算。平成30年度以降はほぼ横ばいで推移すると見込み積算。

一部事務組合の負担金は年度ごとの公債費を積算して計上するとともに、企業会計（水道事業）に対する基準外の補助金について、単独事業と同様に積算。

■公債費

平成28年度決算見込額を基本とし、歳入において新規発行を見込んでいる地方債に対する償還額を試算し積算。

■積立金

基金の預金利息及び寄附金による積立金を積算。

■投資・出資・貸付金

平成28年度決算見込額と同額で積算。

■繰出金

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、公共下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計の各特別会計に繰出しています。

国民健康保険特別会計	平成29年度当初予算額と同額を見込み積算
後期高齢者医療特別会計	75歳以上人口の今後の伸びを見込み積算
介護保険特別会計	平成29年度当初予算額と同額を見込み積算
公共下水道事業特別会計	平成29年度以降の施設の維持管理経費等を見込み積算
簡易水道事業特別会計	平成29年度以降の施設の維持管理経費等を見込み積算

■投資的経費（普通建設事業費）

第2期まちづくり総合計画の実施計画に登載されている各年度の投資的経費及び継続事業分などを見込み積算。

7 財政収支見通し

(単位:百万円)

歳入	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
町税	1,214	1,129	1,114	1,109	1,100	1,076
地方譲与税	70	69	68	68	68	68
利子割交付金	1	1	1	1	1	1
配当割交付金	2	2	2	2	2	2
株式等譲渡所得割交付金	1	2	2	2	2	2
地方消費税交付金	182	195	195	220	220	220
自動車取得税交付金	12	10	10	—	—	—
地方特例交付金	1	1	1	1	1	1
地方交付税	3,569	3,330	3,290	3,270	3,250	3,200
交通安全対策特別交付金	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担金	40	41	40	39	39	39
使用料及び手数料	247	243	241	240	240	240
国庫支出金	475	708	574	466	472	585
道支出金	221	264	255	263	262	260
財産収入	40	24	23	23	23	23
寄附金	44	44	44	44	44	44
繰入金	38	120	124	160	105	103
繰越金	231	115	26	0	0	0
諸収入	144	60	60	57	57	57
地方債	1,001	539	610	255	268	258
歳入合計 (A)	7,534	6,898	6,681	6,221	6,155	6,180

歳出	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
人件費	1,242	1,158	1,151	1,159	1,140	1,140
物件費	1,097	1,064	1,064	1,064	1,064	1,064
維持補修費	172	155	160	160	160	160
扶助費	714	675	675	675	675	675
補助費等	877	887	884	880	870	870
公債費	1,098	975	859	850	841	841
積立金	123	36	29	29	29	29
投資・出資金・貸付金	8	8	8	8	8	8
繰出金	1,004	1,100	1,041	1,057	1,040	1,018
前年度繰上充用金	0	0	0	0	0	0
投資の経費	1,084	814	810	339	328	375
予備費	0	0	0	0	0	0
歳出合計 (B)	7,419	6,872	6,681	6,221	6,155	6,180

収支 (A)-(B)	115	26	0	0	0	0
------------	-----	----	---	---	---	---

財政調整基金積立額	0	1	1	1	1	1
財政調整基金取崩額			14	60	83	81
財政調整基金残高	1,338	1,339	1,326	1,267	1,185	1,105
地方債発行額	1,001	539	610	255	268	258
地方債償還額	1,098	975	859	850	841	841
地方債残高	9,257	8,821	8,572	7,977	7,404	6,821

經常収支比率	94.8%	93.2%	92.8%	92.1%	91.5%	90.8%
実質公債費比率	14.1%	14.0%	14.0%	13.9%	13.9%	13.8%
将来負担比率	60.2%	58.5%	55.5%	53.1%	52.2%	50.5%